

令和7年度前期分

学部生（私費外国人留学生除く） 授業料免除及び徴収猶予申請要項 【多子世帯における授業料等免除含む】

目次

1. 【全員共通】はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1
2. 【全員共通】学生ごとの手続きの流れ【必ず初めに確認してください】・・・・P2
3. 高等教育の修学支援新制度による授業料減免・徴収猶予について・・・・P3
 - (1) 制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3
 - (2) 授業料免除・徴収猶予申請の対象者・・・・・・・・・・・・・・・・P3
 - (3) 申請方法・申請期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P6
4. 大阪教育大学授業料徴収猶予について・・・・・・・・・P7
 - (1) 制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P7
 - (2) 授業料徴収猶予申請の対象者・・・・・・・・・・・・・・・・P7
 - (3) 学業優秀の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P8
 - (4) 経済的理由の家計基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P8
 - (5) 申請方法・申請期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P9
5. 【全員共通】書類提出から申請結果通知までの注意点・・・・・・P10
6. 【全員共通】結果通知時期と授業料納入時期・・・・・・P10

※授業料免除は本人からの申請に基づき選考されます。受付期間終了後の申請はいかなる理由があっても認めません。

授業料免除及び徴収猶予に関する問い合わせ先

申請者本人（学生）がメールで問い合わせを行うこと。その際、件名を「学籍番号_氏名_授業料免除/徴収猶予について」とし、必ず本要項を確認の上、問い合わせを行うこと。

申請書類の不明点等については、原則、提出締切である3月24日（月）の1週間前である【3月17日（月）まで】といたします。必ず余裕をもって申請準備を行ってください。

☆メール送付先

学生支援課奨学厚生係

（取扱時間 平日9時～12時、13時～17時）

Mail syogaku@bur.osaka-kyoiku.ac.jp

◆受付期間に本人が留学中等の理由で指定の提出方法により申請ができない場合は、事前にご相談ください。

大阪教育大学

1. はじめに

本要項は、学部生（私費外国人留学生を除く）のうち経済的理由などにより授業料を納入することが困難な学生および多子世帯に属する学生に対して、授業料を全額または一部免除及び徴収猶予（納付期限延長（前期分7月まで））する制度について記載しています。

学部生に対する授業料等免除は、原則として「高等教育の修学支援新制度（日本学生支援機構の給付奨学金）」の制度を利用します。令和7年度から支援対象が拡大となる「多子世帯（生計維持者の扶養する子どもが3人以上）」を対象とした授業料等免除もこの制度を利用しますので、該当者は本要項に沿って申請してください。

以下に該当する方は別の要項等での対応となりますので、そちらを確認してください。

○学部の私費外国人留学生で授業料免除・徴収猶予を望む者

→要項「私費外国人留生成績優秀者に係る授業料免除及び徴収猶予申請要項」

（大阪教育大学 HP トップページ > 学生生活・就職>学費・奨学金・経済支援 > 授業料免除等
> 学部私費外国人留生成績優秀者に係る授業料免除）

・授業料免除の申請及び選考について

授業料免除は、本人の申請に基づき、前期・後期分ごとに選考します。

（前期分授業料免除の申請及び結果は、後期分授業料の免除等の申請・結果に反映しません。）

・個人情報の取り扱いについて

本学では、授業料免除等申請書類から取得した個人情報については授業料免除等業務及び本学の運営・経営等に係る情報分析に利用します。

なお、授業料免除に申請されたと同時に、上記目的での利用について、了承したものとみなします。

また、学力評価については大学での成績を使用しますが、同意いただけない場合には別途学業成績にかかる書類の提出が必要となります。

上記個人情報については、法令に基づく場合を除き、目的外の利用及び第三者へ提供することはありません。

【授業料免除等不備書類の再提出期限の厳格化について】

授業料免除等申請では、申請時にすべての書類を提出することが原則です。しかし、やむをえない事情により一部の書類を提出できない場合は、再提出期限を定め、その期限までの提出を認め、再提出された書類を考慮に入れて選考を行っています。

この再提出期限を守らず、大幅に遅れて提出する申請者がいるため、再提出期限を厳格化することとなりました。このことにより、無断で再提出期限を守らない者については、下記のとおり取り扱います。

記

1. 再提出期限までに不備書類を提出しなかった者については、書類不備者とし、選考対象から外します。
 2. 再提出期限以降の書類の提出がないことに関して、担当部署から督促・連絡は行いません。
※再提出期限までに提出できない相当の理由がある場合は、再提出期限前に担当部署に連絡・相談してください。
- ※「授業料免除等申請書類チェックリスト」で提出書類を確認し、不備書類のないように提出してください。

大阪教育大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程 抜粋

- 書類を提出した後、本学からの指示により、補正が必要となった場合は、所定の期日までに補正しなければならない。
- 前項による補正が行われなかった場合は、申請を辞退したものとみなす。

2. 学生ごとの手続きの流れ

《入学生（新 1 回生）》

高校在学中に「日本学生支援機構給付奨学金」に申請しましたか？

- ①申請し、手元に「奨学生採用候補者決定通知」がある→入学後、通知を窓口に提出してください。
- ②申請したが、給付奨学金は不採用となった→入学後、給付奨学金に新規申請してください。
- ③申請していない→入学後、給付奨学金に新規申請してください。

★新規申請の流れは本学 HP に掲載します。

(<https://osaka-kyoiku.ac.jp/campus/expense/syougaku/nihon/kyufu.html>)



《在学生（新 2～4 回生）》

日本学生支援機構給付奨学金の採用状態は次のうちどれですか？（令和 7 年 1 月 31 日時点）

①既に採用されており、支援区分がⅠ～Ⅳのどれかである ②既に採用されているが、支援区分が家計により「 基準外 」となっている ③既に採用されているが、学業成績により「 停止 」状態となっている （休学中による「 休止 」状態含む）	下記 A を確認
④以前申請したが、家計基準により「 不採用 」になった	下記 B を確認
⑤以前採用されたことがあるが、「 廃止 」になった	下記 C を確認
⑥今まで申請したことはないが、以下のいずれかに該当しており 給付奨学金の新規申請の申込資格*（P3（2）【1】参照）を満たしている ・授業料免除や徴収猶予を希望している ・多子世帯（生計維持者の扶養する子どもが3人以上）に属している	下記 B を確認
⑦今まで申請したことはなく、以下のいずれかに該当しているが 給付奨学金新規申請の申込資格*（P3（2）【1】参照）がない ・授業料免除や徴収猶予を希望している ・多子世帯（生計維持者の扶養する子どもが3人以上）に属している	下記 C を確認

A：①②③の場合

新規申請する必要はありません。継続に係る手続きは、別途大教 G メールにて連絡します。
前年度 1 年間の学業成績による適格認定の結果（4 月以降の継続の可否について）は 4 月以降に別途連絡します。
なお 4 月の前期授業料の引き落としは一時的に停止し、5 月に引き落としを行います。
7 月までの徴収猶予を希望する場合は、P7「大阪教育大学授業料徴収猶予について」をご確認ください。

B：④⑥の場合

P3「高等教育の修学支援新制度による授業料減免・徴収猶予について」の内容に沿って新規申請を行ってください。期限までに申請を行うことで、授業料は 7 月まで徴収が猶予されます。

C：⑤⑦の場合

申請できる授業料免除はありません。
徴収猶予の申請を希望する場合は、P7「大阪教育大学授業料徴収猶予について」をご確認ください。

3. 高等教育の修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学金）による授業料減免・徴収猶予について

（1）制度概要

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年5月10日成立）に基づき、国の高等教育の修学支援新制度の一つとして、意欲と能力のある学生が経済的理由により進学及び修学の継続を断念することのないよう、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯、ならびに多子世帯の学生に対し、授業料等の減免（全額・2/3相当額・1/3相当額）を行うものです。

授業料の減免は、日本学生支援機構の給付奨学金とセットとなっているため、日本学生支援機構の給付奨学金に採用されることで、授業料免除の対象者となります。

給付奨学金の申請は、定期的に受付がある「在学採用」と在学中に生計維持者の家計が急変した学生が申請する「家計急変採用」があります。

授業料の徴収猶予のみを希望する方も、以下の申込資格を満たす限り、本制度で申請をしてください。給付奨学金を申請した時点で、授業料の引き落としが自動的に7月まで猶予されます。

（2）高等教育の修学支援新制度による授業料減免・徴収猶予の対象者

授業料減免	徴収猶予
①【1】申込資格，【2】学業基準，【3】家計基準の全てを満たすこと ②日本学生支援機構の給付奨学金の趣旨及び案内の内容を十分に理解していること	①【1】申込資格を満たすこと ②日本学生支援機構の給付奨学金の趣旨及び案内の内容を十分に理解していること

【1】申込資格

① 大学等への入学時期に関する要件

高等学校卒業 ～ 本学入学までの期間が2年を超えていないか（3浪以上は申請資格がありません。）
（ただし、編入学生は次の（1）と（2）の両方を満たす必要があります。）

（1）高等学校卒業 ～ 編入学前の大学を入学するまでの間が2年を超えていないか

（2）編入学前の大学の卒業（退学）後、本学入学までの期間が1年を超えていないか

② 在留資格等に関する資格

外国籍の場合は、次の（1）～（4）のいずれかに該当すること

（1）法定特別永住者

（2）「永住者」、「日本人の配偶者等」または「永住者の配偶者等」である人

（3）「定住者」であって、将来永住する意思がある人

（4）「家族滞在」である人

※①②についての詳細な条件は以下 URL より確認してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/shikaku/zaigaku.html>



【2】学業基準

- ① 1回生については、以下のいずれかを満たしていること
 - 【進学前の評定平均値が算出できる場合】
 - (1) 高校の評定平均値が3.5以上であること
 - (2) 学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること
 - 【進学前の評定平均値が算出できない場合】
 - (1) 入学試験の成績が入学者の上位2分の1以上であること
 - (2) 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること
 - (3) 学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること
- ② 2回生以上については、以下のいずれかに該当すること
 - (1) GPAが在学する学部等における上位1/2の範囲に属すること※
 - (2) 修得した単位数が標準単位数※以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること
ただし以下のいずれかに該当する場合は支援対象外となる。
 - (1) 第3学年（初等教育教員養成課程(5年課程)においては第4学年）の年度末時点において、教育実習の単位を除いた卒業に必要な単位を100単位以上修得していない等、修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと
 - (2) 修得した単位数の合計が標準単位数※の5割以下であること
 - (3) 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学習意欲が著しく低い状況にあると認められること

※令和7年度新規申請時におけるGPAおよび標準修得単位数については、別途「高等教育における修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学金）申請要領」をご確認ください。3月下旬以降、窓口にて配布します。配布準備が整い次第、LiveCampusおよび本学HPにてお知らせします。

【3】家計基準

収入基準は、原則、提出されたマイナンバー等であなたと生計維持者の住民税情報を取得し判定を行います（家計急変採用の申請の場合は、これに依りません）。

また資産要件により、給付奨学金の支給はなく授業料等減免のみの適用となる場合があります。

詳細は日本学生支援機構HPを確認してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/zaigaku.html>

「進学資金シミュレーター」で、収入基準に該当するかおよその確認ができます。



【4】支援額の目安

世帯構成や収入などに応じて支援額の区分（第Ⅰ区分～第Ⅳ区分）が決められ、それぞれ満額支援・2/3支援・1/3支援・1/4支援の給付型奨学金・授業料等減免の支援を受けることができます（多子世帯の場合、所得に関わらず授業料等が免除になります）。

ただし世帯の資産額合計により、授業料等減免のみとなり、給付奨学金の支給がない場合があります。詳細は3月下旬以降に配布する給付奨学金案内を確認してください。

区分	年収の目安	授業料（半期分）	【参考】入学料 ※新入生のみ	【参考】給付奨学金（月額）	
				自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	～270万円	全額免除 【免除額】 昼間：267,900円 夜間：133,950円	全額免除 【免除額】 昼間：282,000円 夜間：141,000円	29,200円 (33,300円)	66,700円
第Ⅱ区分	270万円～ 300万円	2/3免除 【免除額】 昼間：178,600円 夜間：89,300円	2/3免除 【免除額】 昼間：188,000円 夜間：94,000円	19,500円 (22,200円)	44,500円
第Ⅲ区分	300万円～ 380万円	1/3免除 【免除額】 昼間：89,300円 夜間：44,700円※	1/3免除 【免除額】 昼間：94,000円 夜間：47,000円	9,800円 (11,100円)	22,300円
Ⅰ区分 (多子世帯)	～270万円	全額免除 【免除額】 昼間：267,900円 夜間：133,950円	全額免除 【免除額】 昼間：282,000円 夜間：141,000円	29,200円 (33,300円)	66,700円
Ⅱ区分 (多子世帯)	270万円～ 300万円			19,500円 (22,200円)	44,500円
Ⅲ区分 (多子世帯)	300万円～ 380万円			9,800円 (11,100円)	22,300円
Ⅳ区分 (多子世帯)	380万円～ 600万円			7,300円 (8,400円)	16,700円
多子世帯	600万円～			Ⅰ～Ⅳ区分に該当しない場合は給付なし	

※端数調整の影響でこの金額と異なる場合があります。

(3) 申請方法・申請期間

◆新2回生～4回生の手続きの流れ《以下3点を、それぞれの期限までに行ってください》

①Microsoft Forms での事前手続き

期限：～3月24日(月) 17:00

【令和7年度前期】高等教育の修学支援新制度による
授業料減免(日本学生支援機構給付奨学金)事前手続き
<https://forms.office.com/r/uT87ANQLvg>



上記期限までに事前手続き(Formsの回答)を行った方は、4月の前期授業料の引き落としはされません。4月18日(金)までに③本申請(窓口への書類提出)まで行うことで、引き落としが7月まで猶予されます。※期限までに下記③本申請(窓口への書類提出)を行わなかった場合、5月に授業料が引き落とされます。

②申請用パンフレットを受け取る

期間：3月下旬～4月11日(金) 17:00

※パンフレットは現在作成中です。配布準備が整い次第、LiveCampusにてお知らせします。

③本申請を行う

期間：4月1日(木)～4月18日(金) 17:00

※パンフレット受け取り後、同封している要項に沿って本申請を行ってください。

本申請は「1. インターネットでの情報入力 2. マイナンバー書類等の郵送 3. 申請書類を大学の窓口へ提出」の3点です。期限までに本申請が完了できなかった場合は、申込取消となる可能性があります。期日までに手続きができない理由がある場合は、早めに奨学厚生係までメールで連絡してください。

◆申請を取り下げる場合

Microsoft Forms での事前手続き後、給付奨学金の申込を取り下げる場合は学生支援課奨学厚生係までメールで報告してください。申込を取り下げる場合、前期授業料は5月に引き落としされます。

7月まで授業料の徴収猶予を希望する場合は、上記【2】に記載通り給付奨学金の本申請を行ってください。

宛先：syogaku@bur.osaka-kyoiku.ac.jp

件名：学籍番号_氏名_日本学生支援機構給付奨学金の申込取り下げについて

内容：学籍番号、氏名

日本学生支援機構給付奨学金の申請を取り下げる理由

例) 家計基準を満たしていなかったため

◆新1回生の手続きの流れ(詳細は入学手続要領、本学HPを確認してください)

①入学手続き時に「入学料・授業料免除願」等の申請書類を提出する

②予約採用候補者決定通知を持っている場合は窓口へ提出する

③新規申請する場合は、入学後窓口へパンフレットを取りに来る

④窓口で配布された要領をもとに手続きを行う

4. 大阪教育大学授業料徴収猶予について

(1) 大阪教育大学授業料徴収猶予について

経済的理由などにより授業料を納入することが困難な学生に対して、徴収猶予（納付期限延長（前期分7月まで））する制度です。

• 授業料免除の申請及び選考について

授業料徴収猶予は、本人の申請に基づき、前期・後期分ごとに選考します。

（前期分授業料徴収猶予の申請及び結果は、後期分授業料の徴収猶予の申請・結果に反映しません。）

なお、「P3 高等教育における修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学金）」に新規申請することで、自動的に7月末まで授業料の徴収が猶予されます。P3【2】申込資格を満たしている場合、P5を確認のうえ「日本学生支援機構給付奨学金」に申請してください。

(2) 授業料徴収猶予申請の対象者

- ① 日本学生支援機構給付奨学金にすでに採用されているが、第Ⅰ区分および多子世帯（満額免除）でなく、授業料の引き落とし猶予を希望する者
- ② 日本学生支援機構給付奨学金に申請できない者（停止中・廃止の場合含む）

また次の①～③に該当せず、申請理由のいずれかに該当する者。

- ① 令和7年度前期分の授業料をすでに納付している者
- ② 在籍期間が修業年限を超えている者
（休学など特別な事由があると認められる者（※）を除く。但し、転籍は特別な事由とは認めない。）
※修業年限内に、本学留学規程に基づき本学が留学を認めた者（短期派遣留学生）は、修業年限を超えた場合でも、修業年限を超えた直後の1年間（前・後期分）以内に限り徴収猶予対象者となります。
- ③ 申請書類の提出後、大学から別途書類の提出について指示を受けても提出しなかった者

<申請理由>

(1) 経済的理由	経済的理由によって授業料の納付が困難であり（P.8「(4) 経済的理由の家計基準」参照）、かつ、学業優秀と認められる者（P.7「(3) 徴収猶予における学業優秀の基準」参照）
(2) 学資負担者死亡	各学期の授業料納付前6か月以内（入学年度の前期分については、入学前1年以内に）学資負担者が死亡し、授業料の納付が著しく困難であると認められる者
(2) 風水害等	本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納付が著しく困難であると認められる者（P.8「(4) 経済的理由の家計基準」参照） ※り災証明書のある方

(3) 徴収猶予における学業優秀の基準

「学業優秀」は次の基準によります。

学力評価基準を下回る場合は、家計が免除基準を満たす場合でも徴収猶予の対象となりません。令和7年3月末までの修得単位数及び学力評価点が基準以上の者を適格者とします。

◆令和7年前期における徴収猶予申請者の修得単位数基準

回 生	修得単位数		学力評価点
	昼間	夜間	
学部 1	※	※	21.0
学部 2	30	22	
学部 3	60	44	
学部 4	100	72	
学部 5	—	100	

※前期選考において、学部1年次生、3年次編入3年次生は、修得単位数を選考基準としない。

※3年次編入生は、前大学で修得し、本学において認定された単位を含む。

◆学力評価点の算定方法

前年度後期（令和7年3月末）までの成績を基に、次の算式により得た数値（小数点第2位を四捨五入）

$$\frac{(\text{秀及び優の単位数} \times 3) + (\text{良の単位数} \times 2) + (\text{可の単位数} \times 1)}{\text{総修得単位数}} \times 10$$

学力評価点が20.95点以上 → 適格、学力評価点が20.95点未満 → 不適格 となります。

※なお、開講授業科目のうち、通年科目が1/3を超える専攻のみ、上記の学力評価基準を満たすことがない場合は、学生支援課奨学厚生係へ相談してください。

(4) 経済的理由の家計基準

授業料徴収猶予を受けることのできる「世帯の年間収入総額」の目安は、所得の種類・世帯の構成・通学形態等を考慮するので一概には言えませんが、おおむね次表の金額程度になります。

◎以下の金額は、徴収猶予を受けるための金額の目安となっています。

※学部生【障害者・長期療養者等の特別控除がない場合】

世帯人数	通学形態（本人）	給与収入（千円）	給与収入以外（千円）
1人 (独立生計者)	自宅	3600	1900
2人 (父子・母子世帯)	自宅	6429	3880
	自宅外	6930	4350
3人 (両親・本人)	自宅	5586	3290
	自宅外	6258	3760
4人 (両親・本人・公立高校生)	自宅	6386	3850
	自宅外	6900	4320
5人 (両親・本人・私立大学生・公立高校生)	自宅	7700	5120
	自宅外	8170	5590

(5) 申請方法・申請期間

【1】事前手続き

「P3 高等教育における修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学金）」に新規申請することで、自動的に7月末まで授業料の徴収が猶予されます。P3【1】申込資格を満たしている場合、P5を確認のうえ「日本学生支援機構給付奨学金」に申請してください。

日本学生支援機構給付奨学金の申請資格を満たさず、授業料の徴収猶予を希望する方は学生支援課奨学厚生係に以下の通りメールをお送りください。内容を確認のうえ、必要書類を連絡いたします。

宛先：syogaku@bur.osaka-kyoiku.ac.jp

件名：学籍番号_氏名_授業料徴収猶予について

内容：○学籍番号：

○氏名：

○日本学生支援機構の給付奨学金の採用状況：未申請、採用中、停止中、廃止になった 等

（採用中・停止中・廃止の場合）7月下旬の授業料引き落としまでに授業料を準備できない事情

（未申請の場合）給付奨学金に申込をする意思について

申込をしない場合はその理由を記載してください

例：・3浪以上で日本学生支援機構の給付奨学金の申込資格がなく、世帯年収が350万円を超えているため

・給付奨学金に採用されているが、家計超過により停止中となっているため

原則、翌営業日までに受信確認の連絡をいたしますが、受信確認の返信がない場合は早急にご連絡ください。

【2】本申請

「【1】事前手続き」で受け取った申請要領に基づき、授業料徴収猶予の申請書類を

【3月17日（月）～3月24日（月）17：00 厳守】の期間で提出してください。

※上記期日までに完了できなかった場合は、申請取消となる可能性があります。

期日までに手続きができない理由がある場合は、早めに奨学厚生係に事情をメールしてください。

5. 書類提出から申請結果通知までの注意点

- 授業料免除申請者（申請書類を受理された者）については、免除許可の可否を決定するまでの間、授業料の徴収を猶予しますので口座から授業料が引き落とされることはありません。
- 申請受付の際、提出された授業料免除申請書類に不足や不備があった場合、大教 Gmail でご連絡いたします。再提出期限までに不備書類を提出しなかった者については、書類不備者とし、選考対象から外します。

6. 結果通知時期と授業料納入時期

○結果通知の時期

申請結果ならびに納入の時期については、大教 Gmail で案内します。

手続き書類を受け取る必要がある場合はその旨あわせて連絡しますので、日頃から大教 Gmail をよく確認しておいてください。

	結果通知	授業料納入時期	支払方法
P3 日本学生支援機構給付奨学金に新規申請した場合	6月中旬予定	7月下旬	学費納入口座より引き落とし
P4 大阪教育大学徴収猶予に申請した者のうち徴収猶予許可者	5月下旬予定	7月下旬	学費納入口座より引き落とし
P4 大阪教育大学徴収猶予に申請した者のうち徴収猶予不許可者	5月下旬予定	6月下旬	学費納入口座より引き落とし

<問い合わせ先>

授業料免除や徴収猶予、日本学生支援機構奨学金に関して不明点があれば、要項を確認したうえでメールにてお問い合わせください。

大阪教育大学学務部学生支援課奨学厚生係（事務局棟3階）

MAIL: syogaku@bur.osaka-kyoiku.ac.jp

件名：学籍番号_氏名_授業料免除/日本学生支援機構給付奨学金について

